

北海道職業能力開発大学校と小樽市との連携に関する協定書

北海道職業能力開発大学校（以下「甲」という。）と小樽市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携のもと、人的・知的資源及び情報などについて、相互交流支援や効果的な活用を進め、緊密な連携を図ることにより、地域社会の発展のために人材育成及び科学技術と産業の振興に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域づくり・まちづくりに関すること
- (2) 産業振興や観光振興など地域振興に関すること
- (3) 教育、科学技術の振興に関すること
- (4) 人材の育成に関すること
- (5) その他目的を達成するために、協議により定める事項

（協議）

第3条 甲と乙は、前条の事項に関し、毎年1回以上、対面による場を設け、協議するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、本協定の有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙から更新しない旨の意思表示がなされないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密保持）

第5条 この協定により知り得た情報については、この協定の有効期間中及び終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得たときは、この限りではない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ決定する。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年 3月30日

甲 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部

北海道職業能力開発大学校
校長 前田 康二

乙 小樽市長

森井 秀明

